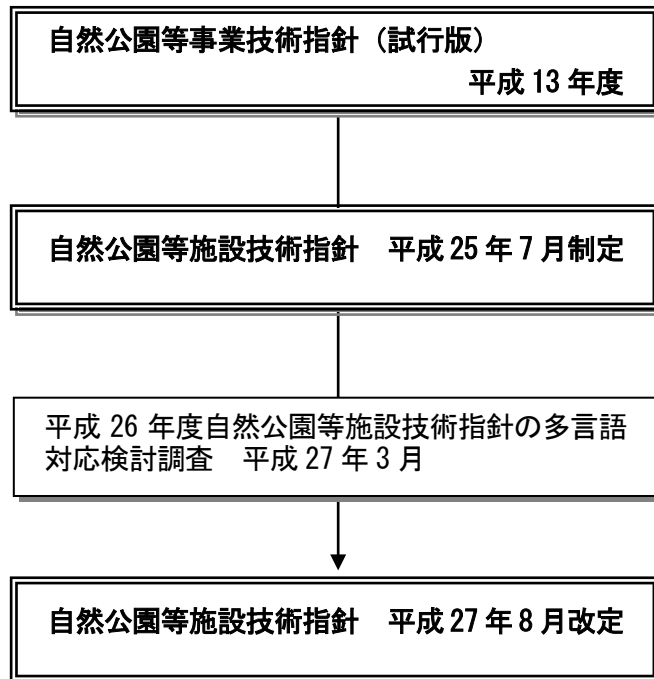


第3部 施設別技術指針

第4章 博物展示施設

(ビクターセンター等)



博物展示施設（ビクターセンター等）に関する技術指針改訂の経緯

「自然公園等施設技術指針」第3部 施設別技術指針案

第4章 博物展示施設（ビジターセンター等）

目 次

第4章 博物展示施設（ビジターセンター等）	VC 1
I 博物展示施設（ビジターセンター等）の計画と設計の手順	VC 1
I-1 博物展示施設（ビジターセンター等）の適用範囲	VC 1
I-2 ビジターセンターに関する基本方針	VC 1
I-3 ビジターセンターのタイプ	VC 2
II ビジターセンターに関する技術指針	VC 3
II-1 ビジターセンターの計画・設計に際しての基本的配慮事項	VC 3
II-2 ビジターセンターの計画・設計の考え方	VC 5
II-2-1 ビジターセンターの計画・設計の進め方	VC 5
II-2-2 ビジターセンターの性格及び基本理念	VC 7
II-2-3 ビジターセンターの管理・運営計画	VC 8
II-2-4 ビジターセンターの施設計画	VC 11
II-2-5 ビジターセンターの位置及び配置	VC 11
(i) ビジターセンターの位置	VC 11
(ii) ビジターセンターの配置	VC 13
II-2-6 ビジターセンターのスペース構成	VC 22
II-2-7 ビジターセンターの面積	VC 25
(i) ビジターセンターの建物面積	VC 25
(ii) スペースごとの面積算定の考え方	VC 26
II-2-8 ビジターセンターのスペース配置	VC 29
II-3 ビジターセンターの展示計画の考え方	VC 32
II-3-1 展示計画の進め方	VC 32
II-3-2 展示のテーマ及び展示シナリオ	VC 34
II-3-3 展示空間の配置	VC 39
II-3-4 利用者の動線と順路	VC 48
II-3-5 展示解説の手法	VC 55
II-4 ビジターセンター施設の設計の考え方	VC 60
II-4-1 建物本体	VC 60
(i) 建物の規模・配置	VC 60
(ii) 建物の意匠	VC 61
(iii) 建物の構造	VC 63
II-4-2 ビジターセンターの主要スペース	VC 65
(i) 入口・案内カウンター	VC 65
(ii) 展示室	VC 66
(iii) レクチャールーム	VC 68
(iv) 休憩室・展望室・図書室	VC 69

(v) 事務室・工作室・倉庫・その他のスペース	VC70
II-4-3 展示物・展示手法	VC73
(i) 展示物	VC73
(ii) 展示手法	VC76
II-4-4 設備及び環境共生機能	VC87
II-4-5 付帯施設及び周辺整備	VC92
II-5 ビジターセンター等情報提供施設における ユニバーサルデザインの配慮事項	VC93
II-6 多言語対応	VC98
II-6-1 多言語対応の定義と範囲	VC98
II-6-2 基本的な考え方・共通事項	VC98
II-6-3 主要スペースにおける多言語対応	VC101
II-6-4 運営における配慮事項	VC111

第4章 博物展示施設（ビジターセンター等）

I 博物展示施設（ビジターセンター等）の計画と設計の手順

I-1 博物展示施設（ビジターセンター等）の適用範囲

本指針は、自然公園等の博物展示施設（ビジターセンター等）（以下、「ビジターセンター」という。）に適用する。ただし、地域の特性、その他の事情により適用しがたい場合は、この指針によらないことができる。その場合においても本指針の趣旨を最大限尊重するものとする。

（解説）

本指針におけるビジターセンターとは、「自然公園の利用者に、展示・解説・案内などにより、公園の自然や景観並びに利用のための必要な情報を提供し、公園の適切な利用を促す施設」である。

定義は、国立公園の公園計画作成要領等について（平成25年5月17日付け環自国発第1305173号）別表「自然公園法施行令第1条に掲げる施設の定義と計画上の留意事項」で次のとおりとされている。

（定義）主としてその公園の地形、地質、動物、植物、歴史等に関し、公園利用者が容易に理解できるように、解説活動及び模型、写真、図表等を用いた展示を行うために設けられる施設（ビジターセンター及びこれに併設される自然研究路、解説施設、解説員研修施設等。）をいう。

また、「国立公園の公園事業の執行に係る付帯施設等の取扱いについて」（平成3年7月5日環自計第128号、環自国第385号）に準じ、広場、園地、休憩所、案内所、駐車場、公衆便所及び野外劇場を付帯施設とすることができる。

I-2 ビジターセンターに関する基本方針

ビジターセンターは、自然への理解を深め、人と自然とのふれあいを一層推進する観点から野外の利用や野外での自然観察等の活動を支援するための施設として整備する。このため、ビジターセンターの利用が屋内にとどまることなく、周辺及び対象地域の自然とビジターセンターの利用が一体的に促進されるよう配慮しなければならない。

また、ビジターセンターは、すぐれた自然環境の中に設置されるものであることから、整備に当たっては、立地する場所の自然環境の特性を十分把握して適切に保全するとともに、管理・運営面にも配慮した施設とすることが必要である。

（解説）

ビジターセンターは、自然への理解を深め、人と自然とのふれあいを一層推進するための中心的な施設として、幅広い年齢層の利用者、身体障害者及び外国人利用者などに対し、自然公園等の自然や人文についてわかりやすく展示、解説するとともに、野外での自然観察等の活動を支援するための情報提供や案内・利用指導等を行う施設とする。

整備に当たっては立地する場所の自然環境の特性や利用のニーズを十分把握して、優れた自然環境の保全及び自然とビジターセンターとの一体的な利用が適切に促進されるよう配慮しなければならない。

さらに、ビジターセンターがこれらの機能を満たすために、適切な管理・運営計画を検討する。

I-3 ビジターセンターのタイプ

ビジターセンターは、利用のための案内・情報提供、自然及び人文の解説、自然とのふれあい体験の指導・促進、管理・運営の各機能を備えたビジターセンターを基本タイプとする。

なお、立地条件、環境条件等によって必要に応じ機能の追加、重点化を行う。

(解説)

ビジターセンターは、次のような機能を有する。

① 利用のための案内・情報提供機能

利用者の適正な利用活動を助けるため、利用地点や興味地点などの案内、自然の状況や利用状況に関する情報、当日の天気情報及び注意・危険情報などの各種情報の提供を行うもの。

② 自然及び人文の解説機能

利用者の自然公園等の利用に際しての理解を深めるため、対象とする地域の地形、動植物、自然現象、歴史—及び文化財等に関する解説を行うもの。

③ 自然とのふれあい体験の指導・促進機能

利用者が直接自然にふれ体験するための支援や誘導を行うもの。

④ 休憩・避難・便益のための機能

快適な休憩スペース、緊急時の避難場所などの提供を行うもの。

⑤ 調査・研究のための機能

情報提供や解説のための機能を充実するため、対象とする地域の自然環境や利用状況に関する調査、研究、情報収集を行うもの。

⑥ 管理・運営のための機能

自然環境の保全活動、自然とのふれあい体験指導、施設の点検・保守・清掃及び自然とのふれあい体験指導などに要する人材育成などを行うもの。

ビジターセンターの整備に際しては、このうち利用のための案内・情報提供機能、自然及び人文の解説機能及び自然とのふれあい体験の指導・促進機能を備えたビジターセンターを基本タイプとする。なお、ビジターセンターは、立地条件、環境条件及び利用者層の違い等によってその性格が異なることから、必要に応じ機能の追加、重点化を行う。

II ビジターセンターに関する技術指針

II-1 ビジターセンターの計画・設計に際しての基本的配慮事項

ビジターセンターは、「I-2 ビジターセンターに関する基本方針」に基づき計画目的に適合した位置、規模、構造及び形態とするとともに、付帯施設を伴う場合は、それぞれの施設ごとに構造物に関する一般的基準に基づくほか、機能的統一性と形態的統一性を保つよう配慮し、整備が自然環境を著しく損なわぬよう設計する。

(解説)

ビジターセンターの計画・設計に際しての基本配慮事項の要点は、次のとおりである。

(1) 自然とのふれあいの推進

- ・ビジターセンターにおける展示、解説、情報提供、案内、利用指導等において、利用者が自然への理解を深め、野外で直接自然とふれあうことを促進する観点から、ビジターセンターからフィールドへ積極的に誘導する。
- ・ビジターセンターと野外を一体的に利用するため、ビジターセンターの敷地内に屋外展示施設や小規模の自然研究路などの併設を検討する。
- ・ビジターセンターの計画・設計は、地区の特性に応じた自然体験や自然環境学習等自然とのふれあいを促進するための活動計画の検討と併せて行う。

(2) 利便性と快適性の確保

- ・ビジターセンターは到達性にすぐれ、利用者にわかりやすい位置に設置する。
- ・通りがかりの利用者にも訪れてもらえるよう親しみやすく開放的な施設とする。
- ・快適性が恒久的なものとなるよう維持管理の容易さ、使いやすさに配慮する。

(3) 自然環境への悪影響の回避・最小限化と生物多様性の確保

- ・原生的な自然の中にビジターセンターを整備する場合は、周辺も含んだ一帯の自然環境の保全に配慮する。
- ・希少種や貴重種などの野生生物の生息・生育域を含む場合は、特にその個体(群)及び生息・生育環境の保全の措置を図る。
- ・樹林地や草地における整備に当たっては、計画段階から、個々の樹木や草株の伐採、除去、損傷をできるだけ避けることとし、改変の必要がある場合は、移植、仮植、表土の保全活用等による復元を検討するとともに、群落としての保全が保たれるよう配慮する。
- ・生物多様性の確保の観点から、生態系レベル、種レベルでの多様性への影響の回避とあわせて、種内レベルでの影響にも配慮し、修景に用いる植物は、周辺に生育している種類と同じものとするほか、地域や場所によっては遺伝子レベルでの交雑が起こらないよう注意する。
- ・これらの自然環境保全の措置や配慮の取り組みについては、対象動植物種の保護に支障のない範囲で、解説対象とするなど、自然への理解を深めるための事例としての活用を検討する。
- ・脆弱な自然や復元力の弱い自然等の区域において、ビジターセンターの付帯施設として自然研究路等を整備することにより自然環境に著しい影響を与える場合は、その施設整備を行わない選択を含めて検討する。

(4) 自然環境・景観と調和した構造・材料・意匠

- ・自然公園等の施設として、自然材料の使用を基本とし、地域の特性に応じて地元産の木材や石材を使用する等の検討を行い、立地する環境と調和する構造・意匠とする。
- ・ビジターセンター及び付帯施設の外観は、周囲の風景・景観と調和した意匠とし、特に屋根の形式、勾配について配慮する。また、配置についても、主景観や通景線との関係及び施設からの展望に留意する。

(5) 自然環境の復元や創造への寄与

ビジターセンターの建築面積に対し広い敷地面積を有する場合等においては、既存樹木をできるだけ保存するなど自然環境への悪影響の回避・最小限化する。また、過去の土地改変等により周辺の自然環境に悪影響が現れている箇所などにおいて、自然環境の修復・復元に配慮する。

(6) 誰もが容易に利用できる施設

- ・ビジターセンター及び付帯施設の整備に当たっては、他の自然公園等施設と同様に幅広い年齢層の利用者、身体障害者及び外国人等誰もが利用できるよう配慮する。
- ・誰もが容易に利用できる施設整備を行う場合は、自然の中での活動と自然とのふれあいの両面において支障のないようビジターセンターや付帯施設を検討し、ユニバーサル・デザインによる設計を行うなど必要な措置を図る。
- ・外国人が容易に利用できるように多言語対応について検討する。

(7) 地球環境保全への寄与

- ・自然エネルギーの活用に適している場合及び環境保全上特に慎重な配慮が必要な場合など、それぞれの立地条件や地域特性を踏まえて、太陽光・風力・水力等の自然エネルギーの活用、汚排水の高度処理及び排出物・廃棄物のリサイクル化等、省エネルギーや環境負荷低減化など環境にやさしい施設・設備やシステムの導入を図るとともに、その仕組みや環境保全上の効用を積極的に紹介、解説することにより環境保全の普及啓発、環境教育に活用する。
- ・太陽光や風力等の自然エネルギーを利用した施設・設備は、空気調和設備としての活用及び照明、展示物等の小規模な電源としての活用が考えられるが、現実的な利用については、得られるエネルギーに対して必要となる施設、費用、管理が多大となるなど、これからの技術開発によるところが大きい面がある。

しかし、自然公園等のビジターセンターは、自然エネルギーの利用に適した立地条件が比較的得られやすいと考えられることから、省資源、省エネルギーなど環境保全の普及啓発の観点からも、自然エネルギーの効率的利用に配慮し、建築物に係るエネルギー使用の合理化を図る。

- ・水循環、物質循環の観点から、雨水は土壤に浸透させ積極的な還元を図るほか、自然材料、自然資源の活用等により環境に配慮した計画・設計とする。
- ・施設の長寿命化を図り、長期的なライフサイクルコストに留意した計画・設計を検討する。

(8) 整備後の維持管理の考慮

- ・施設及び展示の整備に際しては、経済性及び耐久性を考慮するとともに、整備後の維持管理及び再整備が容易となるよう計画段階から検討を行う。
- ・ビジターセンターは、季節的・時間的な利用集中、あるいはオフシーズンにおける利用の減少があることから、利用状況に応じた適切な設計と管理・運営方法を検討する。

Ⅱ－２ ビジターセンターの計画・設計の考え方

Ⅱ－２－１ ビジターセンターの計画・設計の進め方

ビジターセンターは、展示計画、活動計画、管理・運営計画及び施設計画が相互に関連していることから、基本計画及び基本設計の各段階において適切な検討を行い、計画・設計を進めるものとする。

(解説)

ビジターセンターの計画に当たっては、基本計画方針においてビジターセンターの性格及び基本理念を定めるが、整備しようとするビジターセンターのあり方に関する検討や展示資料の調査・収集を含む基本計画、基本設計に十分な時間をかけることが望ましい。

基本計画方針の設定に際しては、公園計画決定等の上位計画による計画地に関して計画調査を実施し、自然・人文・社会条件等の立地特性の把握、解析、評価を行う。その立地特性を踏まえて、整備するビジターセンターの性格及び基本理念を定める。

基本計画方針において設定されたビジターセンターの性格及び基本理念に基づき、展示基本計画、活動計画、管理・運営計画及び施設計画の策定を進めるが、どのような展示を行うか、また、どのような管理・運営方法をとるかによって施設計画は大きく変わり、施設計画を先にすると展示解説を効果的に行えないことが多いことから、基本計画においては展示計画を先行的に検討するとともに、施設の概要、管理・運営の体制、施設や展示の維持方法、周辺における解説活動等について総合的な検討やそれぞれの計画内容の調整とフィードバックを重ねながら検討を進めていくことが重要である。

基本設計においては、基本計画でとりまとめられた内容を踏まえ、施設計画を先行的に、展示計画、管理・運営計画と調整しながら検討を進める。

また、計画・設計に当たっては、ビジターセンターが、自然公園等を訪れる利用者に対し、自然への理解を深め人と自然とのふれあいを一層推進するための中心的な施設として整備されるものであることを踏まえ、整備する地区の自然を主体として検討するものとし、ビジターセンターと周辺の自然が一体となった複合施設としてその機能を発揮するよう心がけなければならない。

そのためには、展示、活動、管理・運営、建築等各分野の専門家や関係者を含む委員会等の設置が望ましく、各分野別に専門委員会や分科会等を設けることも考えられる。

委員会等においては、基本計画の検討を始める準備段階から設置し、基本計画とりまとめ時にはビジターセンター全体（展示、活動、管理・運営、施設）のイメージを確立しておくことが必要である。

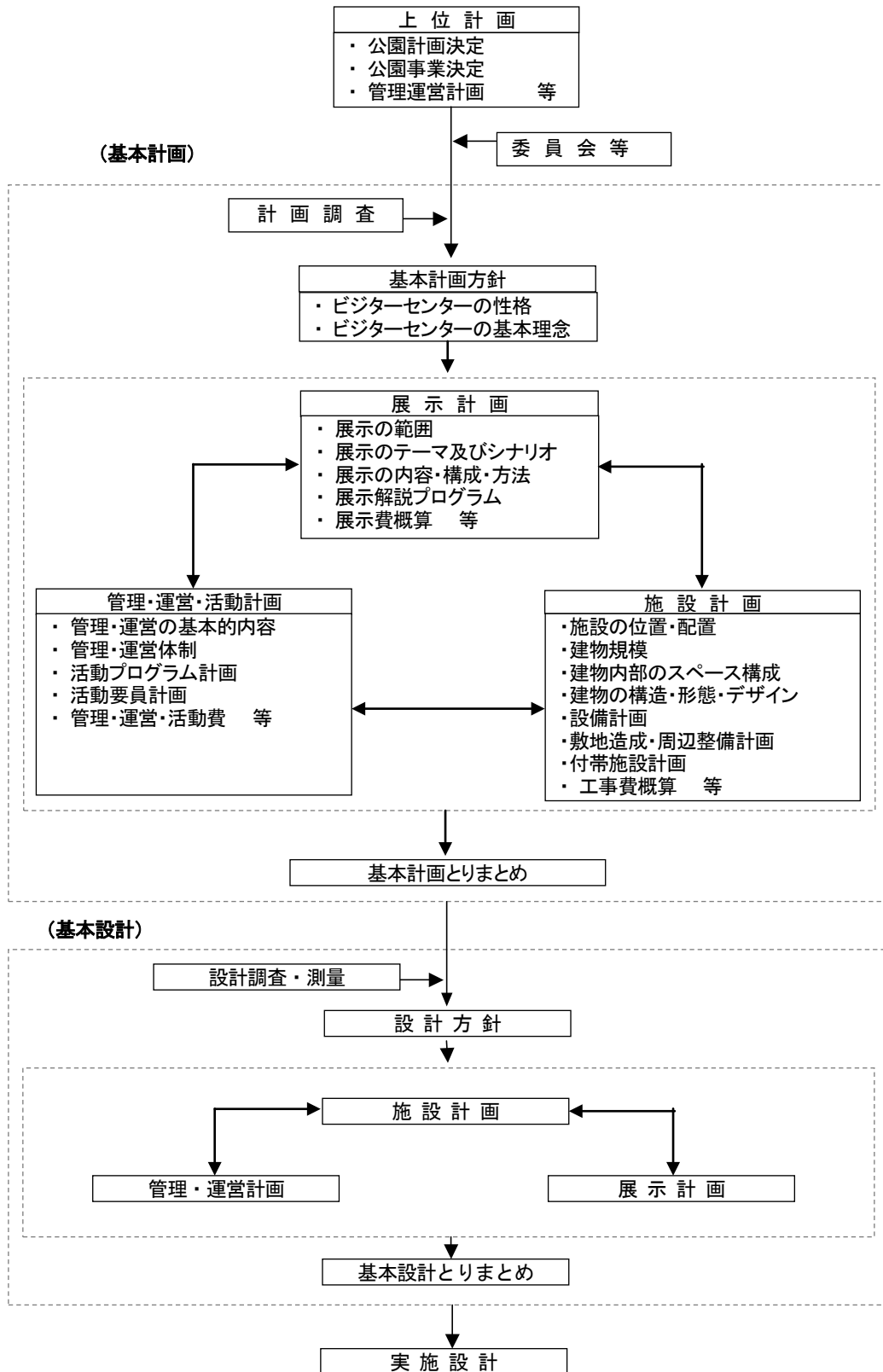


図 1 ビジターセンターの計画・設定の進め方

Ⅱ-2-2 ビジターセンターの性格及び基本理念

ビジターセンターは、整備する位置の立地条件や環境条件及び利用者層の違い等を勘案するとともに、周辺地域における類似施設の状況を踏まえ、当該区域や周辺地域において相互の関係を整理して、整備するビジターセンターの性格及び基本理念を定める。

(解説)

ビジターセンターの整備に際しては、利用のための案内・情報提供機能、自然・人文の解説機能及び自然とのふれあい体験の指導・促進機能を備えることを基本とし、立地特性や利用状況を勘案して、その性格及び基本理念を定める。

ビジターセンターの性格は、整備する位置の立地条件や環境条件によって果たすべき役割が異なり、また、計画地の立地特性や対象とする利用者層によって、重点とする機能や必要とする機能が異なり、あるいは重点とする機能が複合する場合や特化する場合など様々なものとなる。

(1) ビジターセンターの性格を定めるに当たっては、次のような事項について検討する。

- ① 対象地域とする地域的範囲とその対象地域におけるビジターセンターの位置づけ
- ② 対象地域の自然的、社会的、人文的条件等の立地特性
- ③ 利用状況及び利用者層の想定
- ④ 持つべき機能、重点とする機能等の整理
- ⑤ 敷地内の保全対象等の制約条件
- ⑥ 活動計画及び管理・運営体制

(2) ビジターセンターの基本理念を定めるに当たっては、導入すべき展示、活動、管理・運営及び施設の基本的な考え方として次のような事項について検討する。

- ① 展示のねらいと方向づけ
- ② 展示と活動、管理・運営、施設の補完関係
- ③ 活動と利用者指導の方向づけ
- ④ 提供しようとする情報の内容とその方法
- ⑤ ビジターセンターと併設する施設、付帯施設、関連施設の組み合わせ 等

ビジターセンターの様々な性格等を分類すると、着目点によって次のような分類事例があげられる。

① 立地特性による分類

ア. 利用の中心地に立地するビジターセンター

集団施設地区など公園や地域の利用の中心地にあり、利用者が多く、幅広い利用者層が訪れるビジターセンター。

イ. 自然公園等の入口部分に立地するビジターセンター

利用者が最初にビジターセンターに立ち寄り、対象地域の自然や人文の特徴を知り、利用に際しての情報を収集するビジターセンター。

ウ. 特定の地区の利用拠点に立地するビジターセンター

特徴のある景観、植物、動物、自然現象などが観察できる特定の地区の利用のため、その利用拠点に立地するビジターセンター。

② 重点とする機能による分類

ア. 総合解説型のビジターセンター

対象地域の総合的な案内、情報提供、自然解説、自然とのふれあい体験の指導・促進のほか、休憩等の機能を総合的に持つビジターセンター。

イ. 情報提供型のビジターセンター

対象地域の自然や人文に関する情報や利用に際して情報を集めて提供するビジターセンター。

ウ. 地区解説型のビジターセンター

特定の地区の自然や人文に関する案内、情報提供、解説を行うビジターセンター。避難場所としての機能を重視する場合がある。

③ 役割による分類

ア. 中央型・分担型のビジターセンター

自然公園等広域の地域に複数のビジターセンターが設置される場合などにおいてネットワーク化を図る際、中央施設としての機能を持つビジターセンターとサテライト施設として地区解説等特定の機能を分担して持つビジターセンター。

イ. 特殊役割型のビジターセンター

基本的な機能のほか、調査研究やナチュラリスト、ボランティア等の養成など特別の機能を重点として持つビジターセンター。

④ 周辺の環境や併設する施設による分類

ア. 館内完結型のビジターセンター

対象地域に関する案内・情報提供、自然解説、体験指導等を行うが、敷地内あるいは敷地周辺に連携する自然研究路や野外解説施設を持たず、展示解説が館内でまとまっているビジターセンター

イ. 野外連携型のビジターセンター

敷地内あるいは敷地周辺に連携する自然研究路や野外解説施設があり、展示解説が館内と野外で連携し、自然とのふれあい案内や体験指導などが組み込まれているビジターセンター

ウ. 野外主体型のビジターセンター

野外での自然解説や自然観察、ふれあい体験などの利用を主とし、そのための案内・情報提供、体験指導等の機能を重点とするビジターセンター

これらの分類は、管理・運営体制による分類など他に考えられる分類を含めて、複合的に組み合わせることができるものであり、整備するビジターセンターは、その目的と役割に応じ、立地条件、環境条件、利用状況等を勘案して、ビジターセンターごとに性格等が検討されることが必要である。

II-2-3 ビジターセンターの管理・運営計画

ビジターセンターは、利用者が気持ちよく快適に利用できるよう施設や展示の適切な管理と運営が必要であり、ビジターセンターの利用を通じて自然の仕組みへの興味や自然とのふれあいの楽しさを体験し、その中で環境に関心を深めてもらえるよう、活動計画とともに管理・運営面での工夫をしていくことが極めて重要である。

そのため、管理・運営計画は、展示基本計画での検討を踏まえ、活動計画や施設計画と並行して検討を進めるものとし、管理・運営費についても慎重に検討しておく必要がある。

基本計画における管理・運営計画では、基本計画方針に基づき、次の事項についてとりまとめる。

① 基本的内容

管理・運営主体、管理方式、開館期間及び時間、施設・展示物の維持管理計画、周辺フィー

ルドの維持管理計画、清掃管理方法等

② 管理・運営体制

管理・運営組織の概要、施設の維持管理要員、管理・運営の協力体制（関係団体、運営協議会、ボランティア等）等

③ 管理・運営費

年間運営費（人件費、水道光熱費、施設・設備維持費、パンフレット類印刷費等）、展示等定期更新費等

活動計画を合わせた管理・運営活動については、表1のように大きく基本部分、充実部分及び特別なサービスに分けることができる。このうち、基本部分は、基本タイプのビジターセンターに対応する利用者サービスとして、どのビジターセンターでも最低限必要とされるものである。

ビジターセンターの管理・運営体制は、立地条件や利用形態等に応じて様々な形態が考えられるが、いずれの場合においても、設置者が、整備するビジターセンターの目的が達成されるよう主体的に取り組むことが基本である。

また、利用のための情報の収集・発信基地としての機能や人と自然とのふれあい推進の基幹的施設としての役割を重点とするような場合は、地元自治体、地域受益者（公園事業者、観光業者、交通機関等）を含む協議会組織で管理・運営することが必要である。

協議会組織の管理・運営にあっても、設置者の管理責任の部分と運営に関わる部分を明確にしておく必要がある。

なお、効果的、効率的な管理・運営には地域住民等地元関係者の協力、参加が重要であり、ビジターセンターの地域との密接な関係や地域の振興、活性化への寄与を図るためにも、計画の初期段階から地元関係者への説明を行い、理解を得るよう努めることが大切である。

また、最近における地球温暖化防止やダイオキシン対策の問題に鑑み、ビジターセンター及び付帯施設のゴミ処理対応は現地での焼却処分が難しい状況にあることから、自然公園等の利用を環境保全の学習や普及につなぐ観点からも、廃棄物処理上の関係自治体との調整を含め、計画当初より管理・運営の重要事項として十分検討を行っておく必要がある。

表1 管理・運営活動の分類

分類	内容	概要
基本部分	維持管理	・清掃、施設の維持補修等
	施設に付随した基本的な運営	・施設内の展示・レクチャー等 ・施設を拠点とした日常的な観察会等
充実部分	付加価値的な運営	・利用ソフトの拡充、地域交流等 ・特に企画する自然観察会の実施 ・ボランティアの活動の支援
特別部分	特別なサービス	・関連資料の頒布、情報コピー ・喫茶の提供 ・ガイドツアー等

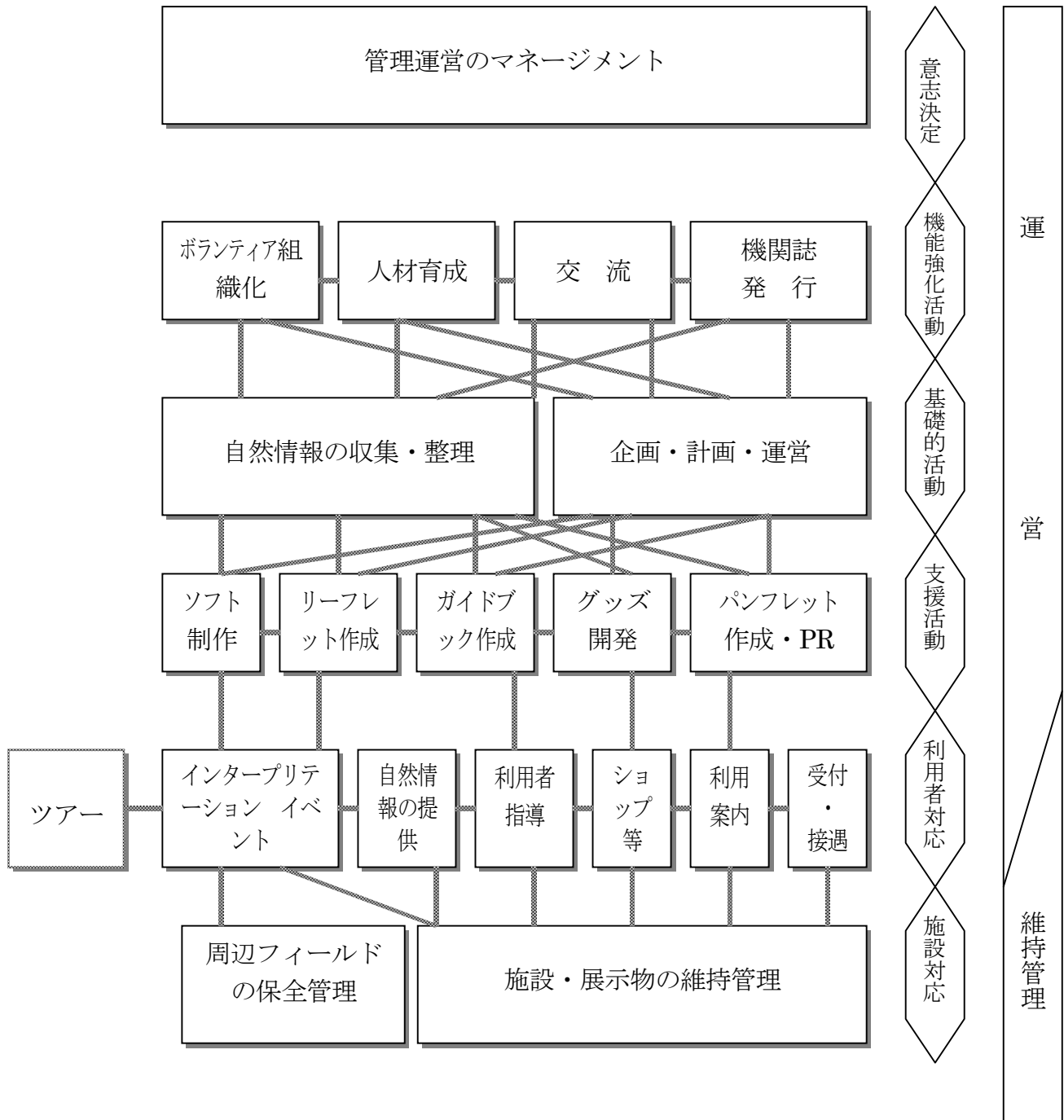


図 2 ビジターセンター管理・運営の全体像

II-2-4 ビジターセンターの施設計画

基本計画における施設計画においては、基本計画方針で示された目的、役割、機能等を施設として具体化する。検討に当たっては、展示基本計画での検討を踏まえ、活動計画、管理・運営計画での検討にも対応し、敷地条件、自然環境、景観等を考慮して、ビジターセンターの目的、機能等を有効に果たすことができるように施設の概略の規模、位置、形態、スペース構成等を設定する。

ビジターセンターは、自然公園等の利用拠点の優れた自然環境の中に設置され、周辺及び対象地域の自然と一体的な利用を促進する施設であることから、整備に当たっては立地する場所の自然環境の保全に十分配慮するものとし、特に配置については、周辺の自然環境の保全及び景観の維持に配慮することが重要である。また、屋外展示を含む展示基本計画や活動計画、管理・運営計画との関連にも十分配慮する。

特に配慮が必要な自然環境に立地する場合などにおいては、必要に応じ代替案の検討を行うとともに、付帯施設についても施設ごとにその目的、機能及び環境・安全面での配慮に関する検討を行う。

基本計画における施設計画では、基本計画方針に基づき次の事項についてとりまとめる。

- ① 施設の位置及び配置
- ② ビジターセンターの建物規模
- ③ 建物内部のスペース構成
- ④ 建物の意匠及び構造
- ⑤ 設備計画
- ⑥ 敷地造成・周辺整備計画
- ⑦ 付帯施設計画
- ⑧ その他

ビジターセンターは、敷地内や周辺部に自然研究路（ネイチャー・トレイル）や解説施設等の併設することが望ましく、施設計画に当たっては、周辺のフィールドにおける自然体験や自然とのふれあいなどを計画的に推進する活動計画の検討を踏まえ、周辺や外部との複合体として一体性のある施設となるよう配慮し、また、ハードとソフトが一体となった整備が行われるよう配慮する。

また、ビジターセンターと広場、園地、休憩所、駐車場、公衆便所等の付帯施設は、機能的統一性と形態的統一性を保つよう配慮し、多数の利用者の同時利用が想定される場合は、施設の規模とともに、各種の施設が有機的な関連をもち効果的に配置されるよう配慮する。これらの付帯施設は、いずれも安全で快適に利用できる状況で整備されていることが重要である。

特に、周辺部に良好な自然環境や歴史的環境、文化遺産などを有する広がりがある場合などにおいては、地域住民の参加や協力、エコツーリズムの企画や実施など地域との結び付きも視野に入れ、質の高い、フィールドを持った総合ビジターセンターとしてのエコミュージアムとして、ビジターセンター施設と周辺の一体的な整備を検討することも考えられる。

II-2-5 ビジターセンターの位置及び配置

ビジターセンターの位置は、整備するビジターセンターの目的及び性格に応じた適切な位置を選定し、利用性の確保、管理・運営上の利便性、計画・設計上の自由度等を総合的に勘案し、施設の配置を定める。

(解説)

(i) ビジターセンターの位置

ビジターセンターの目的と性格を考慮すると、位置の選定は最も重要な要件となる。

このため、上位計画に定められている概略の計画地を踏まえ、与条件と計画調査の結果の確認により、具体的な位置を選定する。

ビジターセンターの位置の主な選定条件としては、次のような事項があげられる。

- ① 利用者にすぐわかる位置であること。
- ② 到達性がよいこと。
- ③ 多数の利用者が集まる利用の中心地又は入口部であること。
- ④ ビジターセンターの整備に際して自然の改変が少ないこと。
- ⑤ ビジターセンターの目的及び性格にふさわしい敷地規模が確保できること。
- ⑥ ビジターセンターの目的及び性格にふさわしい自然環境であること。
- ⑦ 隣接地に野外の自然解説施設が設定できること。
- ⑧ 施設の管理・運営が容易な場所であること。

これらの事項のうち、①から③は基本的条件であり、車道、歩道、園地、その他の利用施設、利用者の行動ルート、興味地点との相互の位置関係に注意して、利用者の足が自然に向くような位置を選定する。

④及び⑤は、自然公園等の優れた自然環境の中でも人と自然とのふれあいの推進にふさわしい位置において、その自然環境をできるだけ改変しない場所を選定するよう求めるものであり、また、⑥及び⑦は、ビジターセンターと周辺の自然環境が一体となった施設とするための条件である。

敷地については、車で到達する利用の場合、既存の大きな駐車場に面し、すぐ近くに集合広場があるなどの恵まれた条件のところでは比較的狭くても支障はないが、このような条件を欠くところにあってはこれらの付帯施設を整備するために、また、野外に自然研究路、解説施設等を併設する観点からも、自然環境の保全に配慮のうえ十分な敷地面積を確保する必要がある。

表 2 ビジターセンターの位置の選定評価事例

立地条件（評価の視点）	A候補地	B候補地	C候補地
①到達性がよい(道路からのアクセス) ②駅（鉄道）に近い ③駐車スペースが確保できる	◎道路に接する ●駅から遠い ○できる	△道路から離れる ◎駅前である △やや難 (市街地内)	△道路から離れる △駅からやや遠い ○できる
④利用者にすぐわかる位置である ⑤地域のランドマーク的な位置にある	◎わかりやすい ◎目につきやすい	○わかりやすい ●目印には難	○わかりやすい ○目印になる
⑥利用者が集まる利用の中心地である ⑦観光資源・施設がある	○利用者は集まる ○展望台の入口	●中心地ではない ●特にない	◎中心地である ◎郷土館・休憩所 等がある
⑧VCにふさわしい自然環境がある	△ある (道路が近接)	●ない (市街地)	◎ある (景観が優れる)
⑨建設による自然の改変が起らない	○ない	◎ない	○ない
⑩隣接地に自然解説施設が設定できる	△できる (道路・線路が難)	●できない (やや離れる)	○できる
⑪災害を受けない立地である	△やや不安定 (地盤が湿地)	◎安全 (古い住宅地)	△やや不安定 (地盤が不明)
⑫VCにふさわしい敷地が確保できる	○できる	△難あり (市街地内)	○できる
評価の合計	◎×3 ○×5 △×3 ▲×1	◎×3 ○×1 △×3 ▲×5	◎×3 ○×6 △×3 ▲×0

(凡例) ◎極めて優れている ○優れている △どちらかといえば、問題がある ▲問題がある

(ii) ビジターセンターの配置

選定された位置におけるビジターセンターの配置の検討に際しては、次のような配慮事項があげられる。

- ① 入口がビジターセンターの立地する地区の利用動線に面し、自然な動線でビジターセンターを訪れることができるような配置とすること。
- ② ビジターセンターの整備に際して自然の改変が最小限となる配置とすること。
- ③ ビジターセンターが周囲の自然地域への導入部の施設となるような配置とすること。
- ④ 周辺の自然とのふれあいの促進に効果的な配置とし、また周辺の利用施設と一体的な利用が可能となる配置とすること。
- ⑤ 他の場所から展望したときの風景を損なわない配置とすること。
- ⑥ 周辺に他の利用施設等が比較的高密度に分布している地域内では、周辺施設より建蔽率を低くおさえ、空間的なゆとりを演出するような配置を検討すること。
- ⑦ 多様な利用者を受け入れられよう、バリアフリーに対応した配置とすること。

ビジターセンターは、自然公園等の利用拠点の優れた自然環境の中に設置され、周辺及び対象地域の自然と一体的な利用を促進する施設であることから、整備に当たっては立地する場所の自然環境の保全に十分配慮するものとし、特に配置については、周辺の自然環境の保全及び景観の維持に配慮することが重要である。

ビジターセンターの配置は、自然環境をできるだけ改変しないよう選定された位置においても、さらに施工等に際しての既存樹木や水系とのとりあいを確認するなど自然環境への影響が最小限となるよう配慮する。

また、周辺の利用施設や自然環境とを結ぶ動線を考慮して、利用者がビジターセンターを経由して自然の中へ入っていきけるような配置とし、ビジターセンターと周辺の自然が一体となった施設となるよう検討するものとする。

ビジターセンターが立地する場所から地区のランドマークとなる山岳・森林・湿原等の自然景観を眺望できるような場合、あるいは外部の自然との接点部分に観察設備・装置を取り入れることができる場合などにおいては、立地特性に応じて自然条件を活かした配置を検討することが必要である。

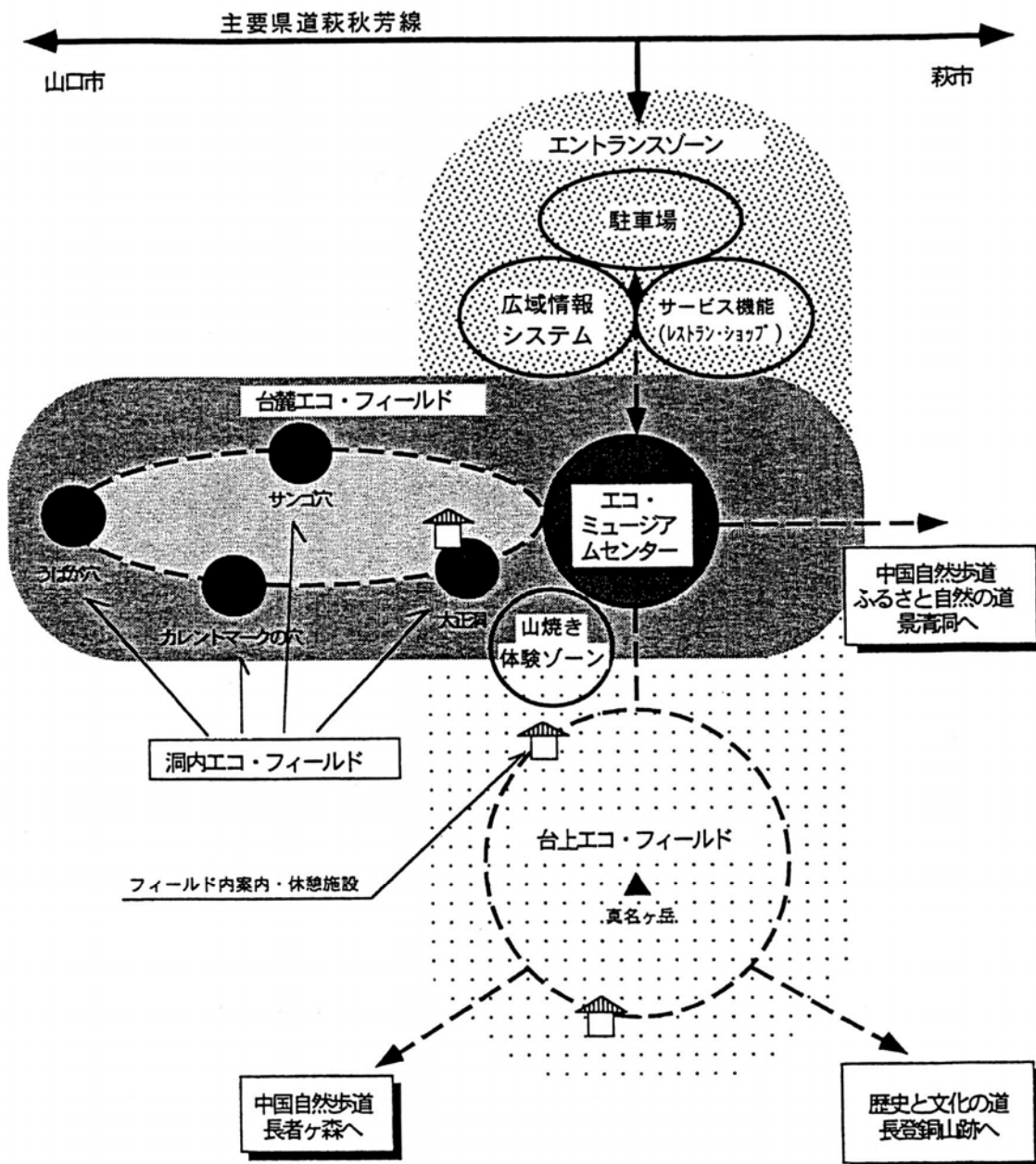


図 3 ビジターセンターの位置及び配置の検討事例 (1)
 ——周辺フィールドとの関係における位置の検討——

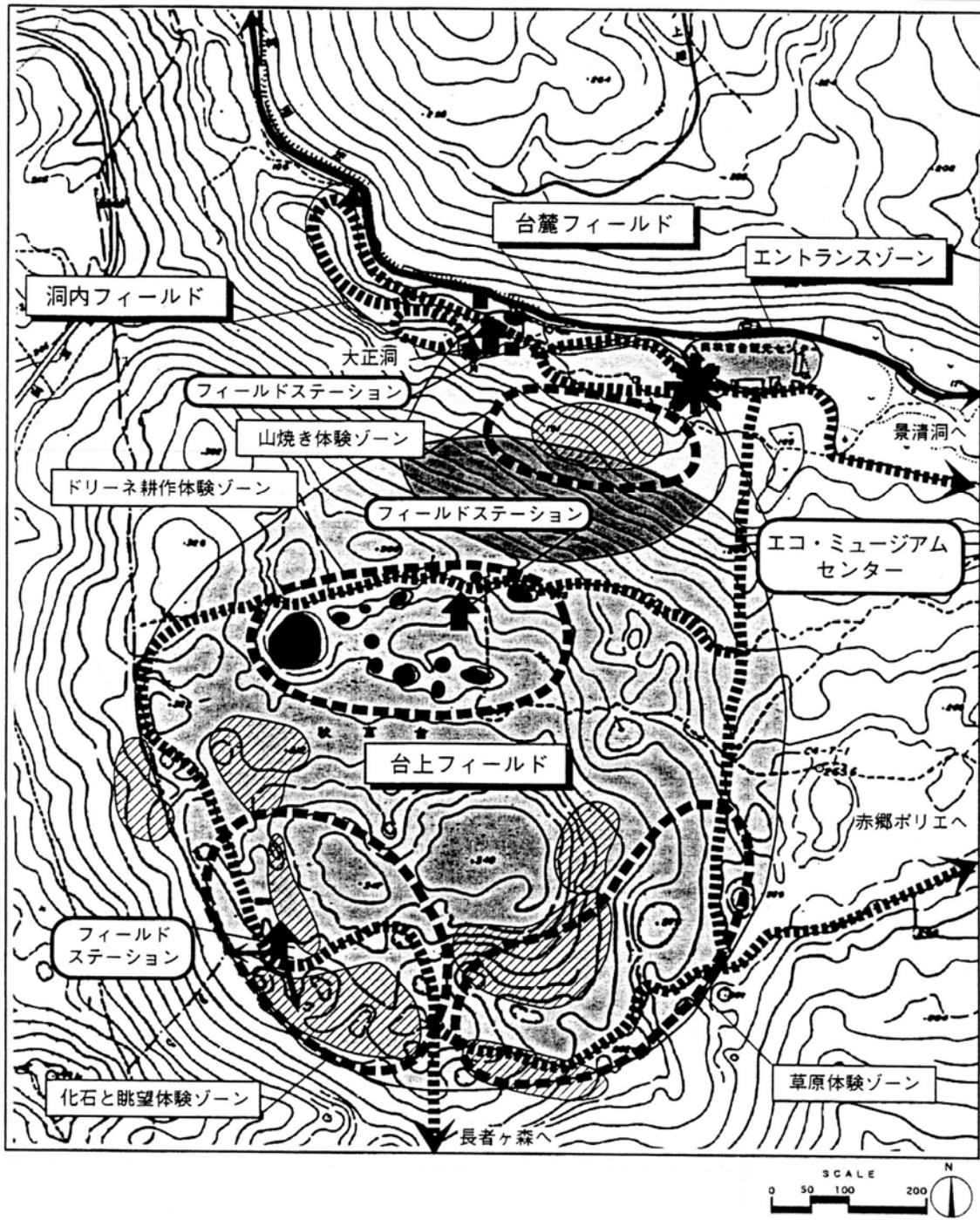


図 4 ビジターセンターの位置及び配置の検討事例 (2)
 ——周辺フィールドゾーニングと主要施設配置の検討——

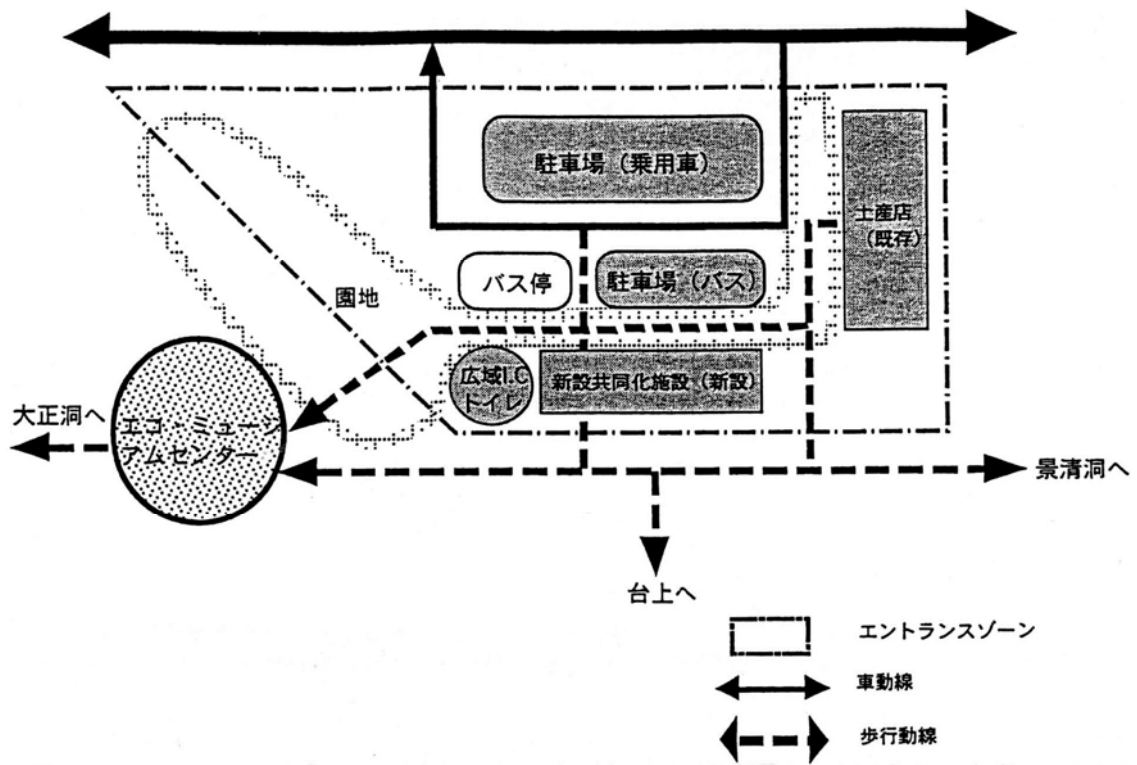


図 5 ビジターセンターの位置及び配置の検討事例 (3)
 ——エントランスゾーン基本計画平面プランイメージの検討——

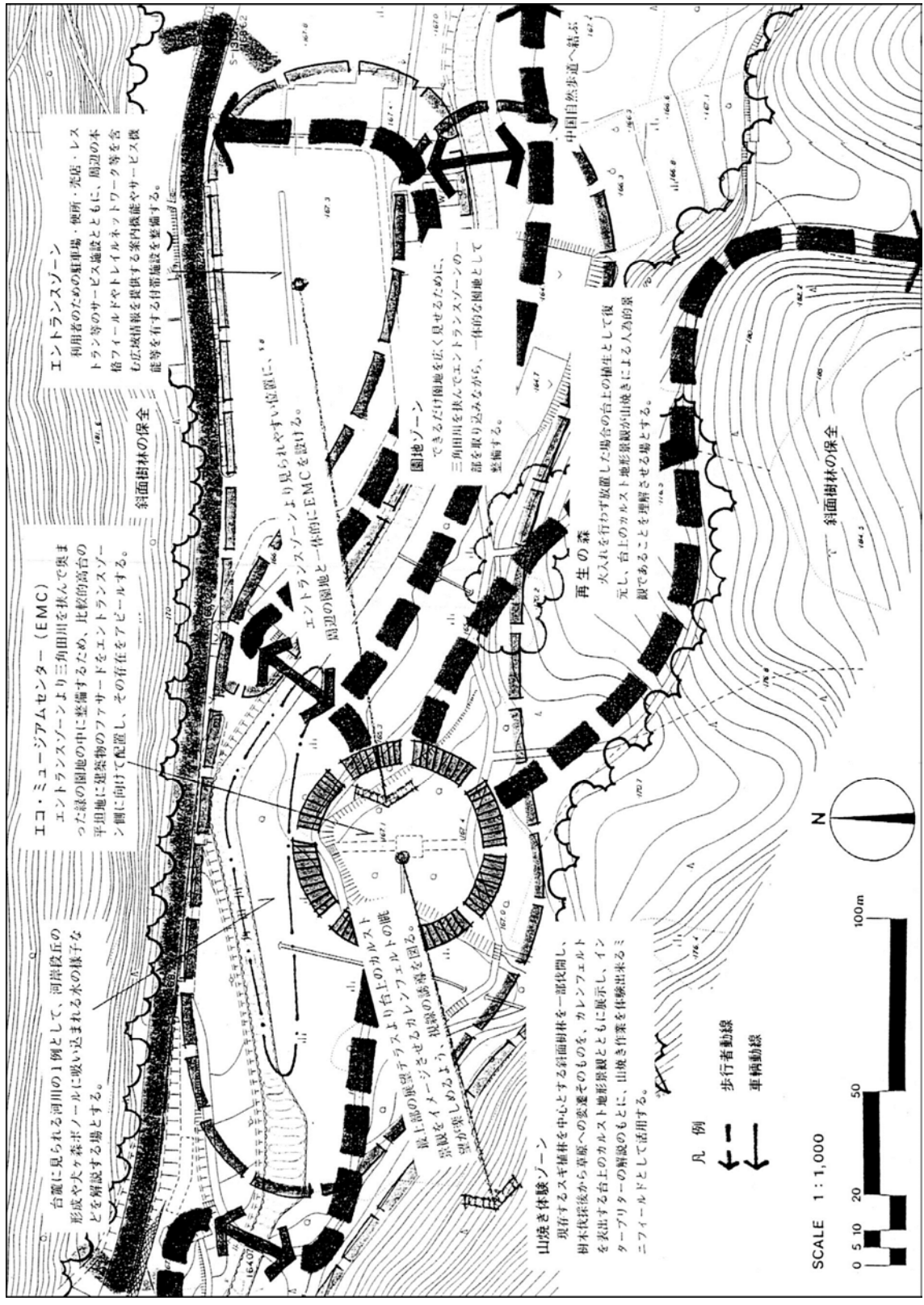


図 6 ビジターセンターの位置及び配置の検討事例 (4)
 ——ビジターセンター周辺の動線と基本計画平面図の検討——

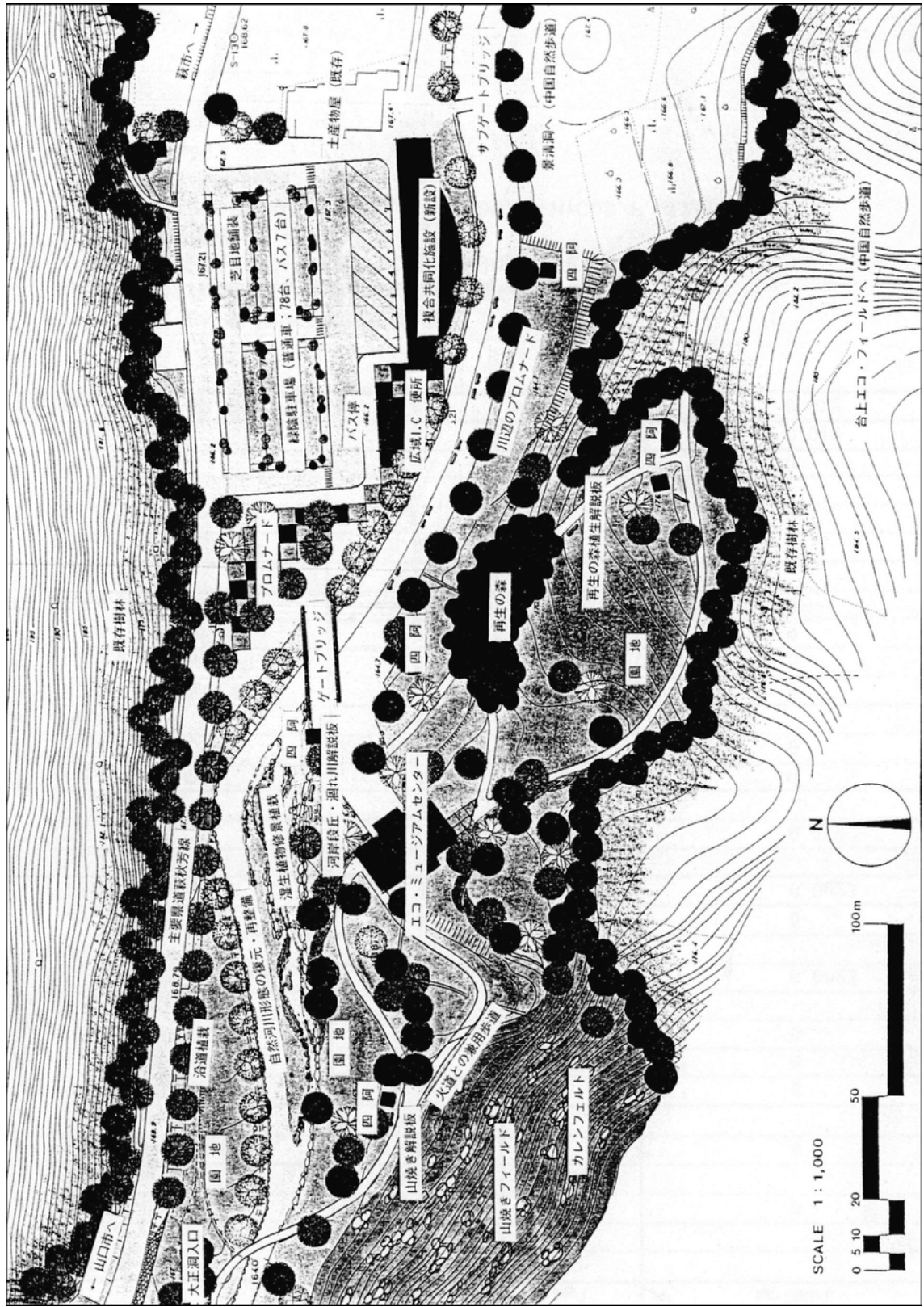
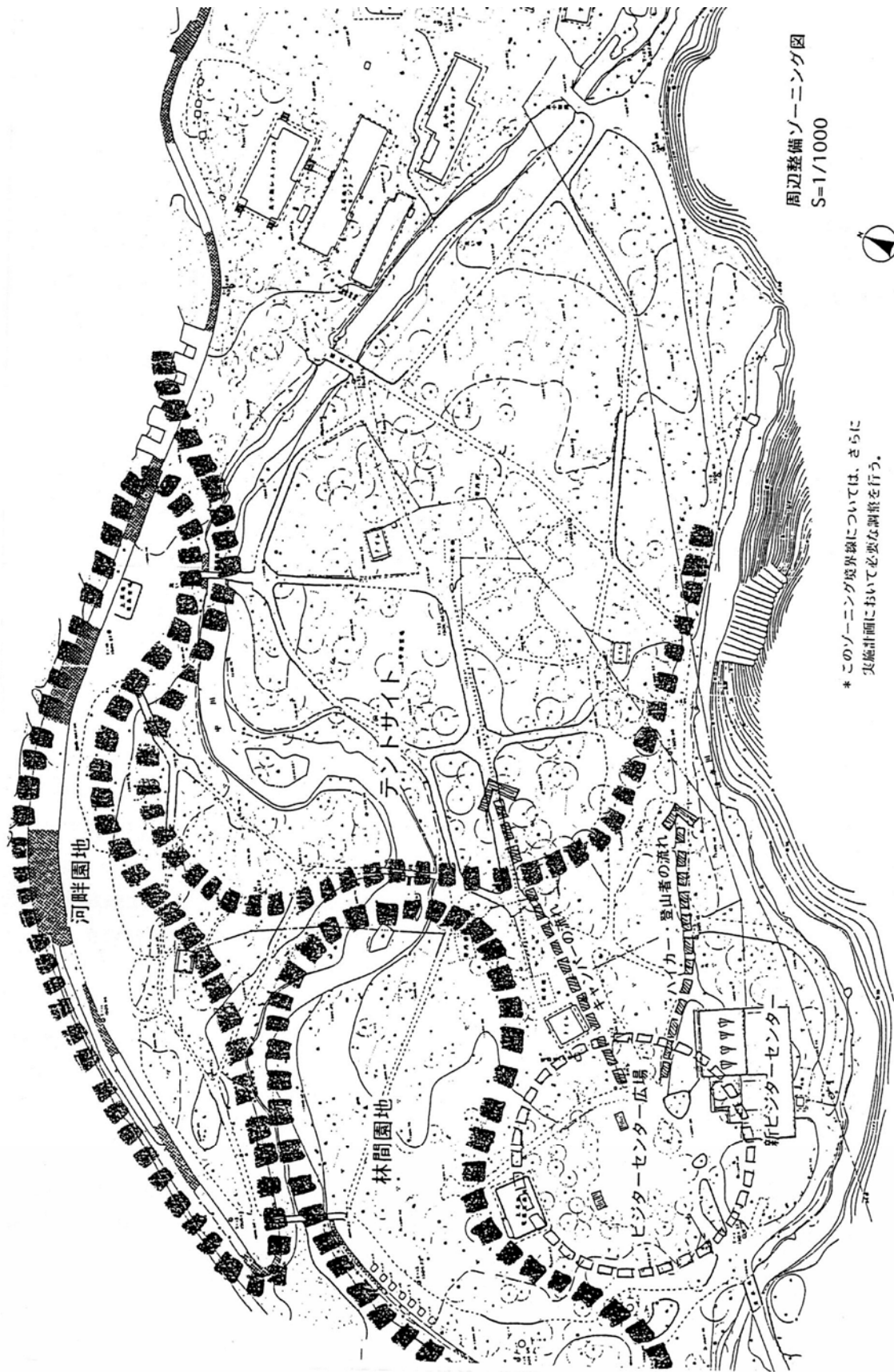


図 7 ビジターセンターの位置及び配置の検討事例 (5)



* このゾーニング境界線については、さらに
実施計画において必要な調整を行う。

図 8 ビジターセンターの配置の検討事例 (1)
——周辺フィールドゾーニングと配置の検討——

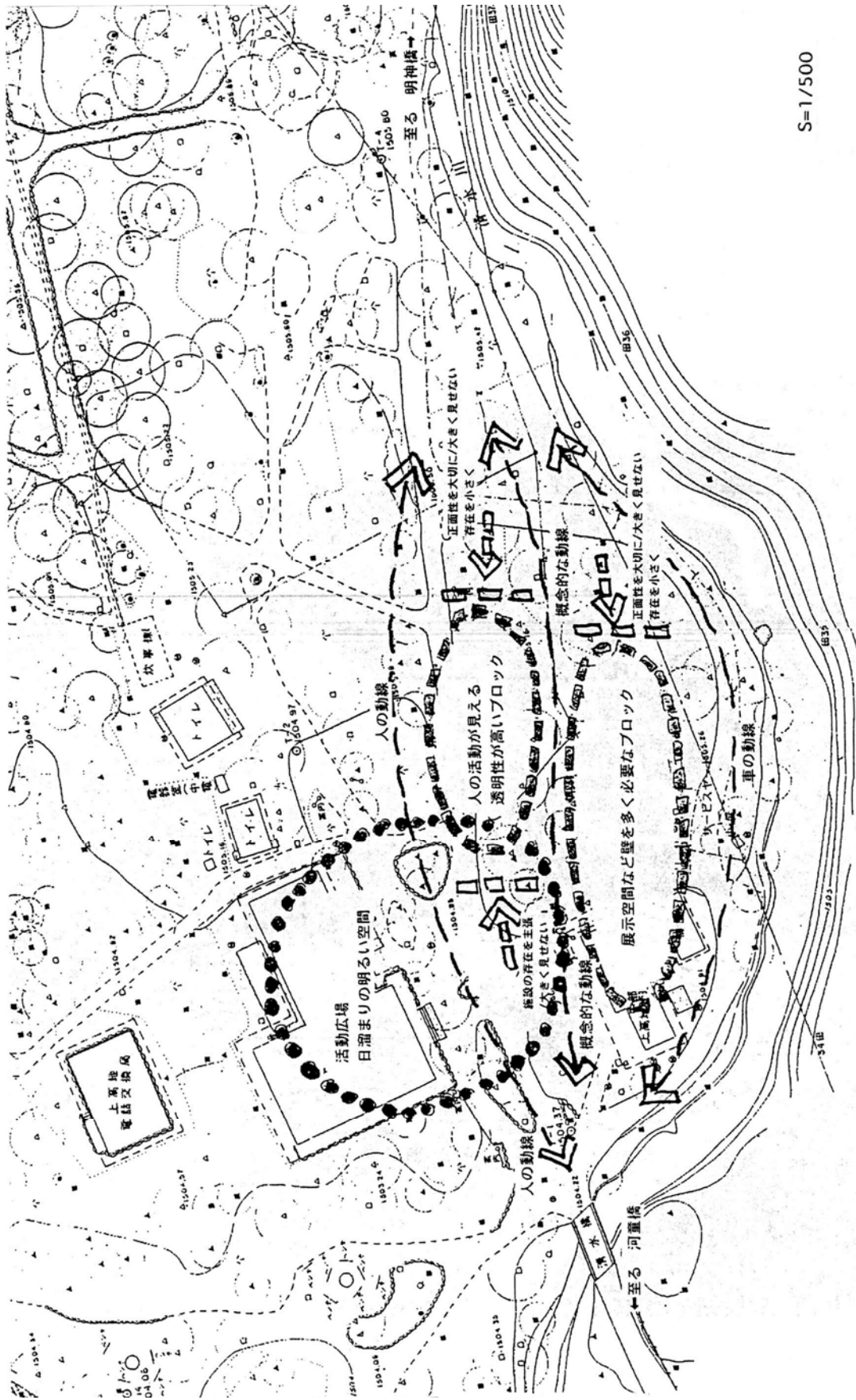
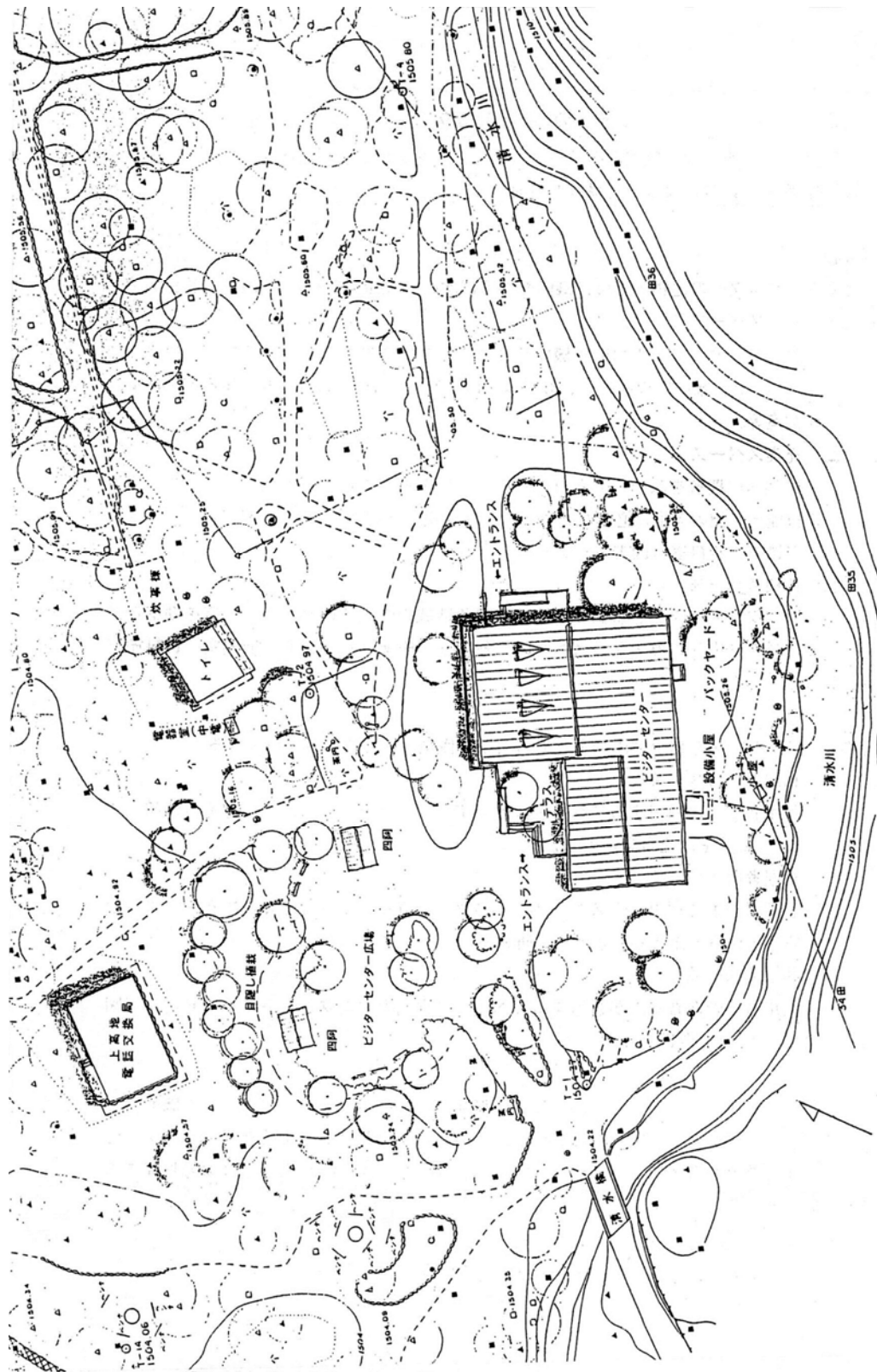


図 9 ビジターセンターの配置の検討事例 (2)
 ——周辺フィールドとの関係における配置の検討——



上高地ビジターセンター
配置図 S=1/500

図 10 ビジターセンターの配置の検討事例 (3)
——ビジターセンター周辺の基本計画平面図——

Ⅱ-2-6 ビジターセンターのスペース構成

ビジターセンターの建物内部のスペースは、ビジターセンターの機能面からの区分及び利用主体からの区分によりその構成を検討する。

(解説)

ビジターセンターの建物内部は、機能面からは次の3種類のスペースに区分できる。

① 基本スペース

ビジターセンターの目的と機能を発揮するために欠くことのできない、基幹となるスペース。案内カウンター、展示室、レクチャールーム、トイレ、事務室、管理用倉庫、工作室・作業室等。

② 充実スペース

自然への理解を深め、人と自然のふれあいを推進する中心的な施設として、施設の機能と価値の向上に必要なスペース。休憩室（休憩コーナー）、宿直室、ボランティア控え室、図書室（図書コーナー）、会議室、研究室等

③ 特別スペース

ビジターセンターを整備する位置や対象地域の立地条件や利用状況等を勘案し、その特性に応じて導入するスペース。展望室、資料頒布コーナー、救護室等。

また、各スペースを利用主体によっても次の3種類に区分することができる。

① 利用者用スペース

利用者が主に利用するスペース。展示室、レクチャールーム、休憩室（休憩コーナー）、展望室、資料頒布コーナー等。

② 管理者用スペース

管理者が主に利用するスペース。事務室、宿直室、ボランティア控え室、管理用倉庫、工作室・作業室、救護室、研究室等。

③ 共用スペース

利用者と管理者双方が共用するスペース。案内カウンター、トイレ、図書室（図書コーナー）、会議室等。

展示室とレクチャールームは、両方を必ず整備しなければビジターセンターの機能が発揮できないわけではなく、いずれかに特化し、あるいは併用する機能を持たせたビジターセンターとする場合も考えられるが、基本的なビジターセンターの目的からは両方整備することを原則とする。

展示室とレクチャールームを一部でも兼用する場合は、自然解説のレクチャーやビデオ、スライドの映写などが展示の利用に支障とならないように措置する必要があるが、他のスペースについては休憩室（休憩コーナー）と図書室（図書コーナー）を同一とするなど機能を兼用する場合が考えられる。

ビジターセンターの機能面からと利用主体からの区分の関係は表3に示され、スペース間の機能的結び付きを考慮したスペース構成計画は図11のようになる。

表 3 ビジターセンターの機能面と利用主体からの区分

区 分	利用者用スペース	管理者用スペース
基本スペース	展示室 レクチャールーム 入口・ロビー (案内カウンター、トイレ)	事務室 管理用倉庫 工作室・作業室 レクチャールーム映写室 (案内カウンター、トイレ)
充実スペース	休憩室・休憩コーナー (資料室・図書コーナー)	宿直室 ボランティア控え室 (資料室・資料保存室)
特別スペース	展望室 資料頒布コーナー等 (会議室)	救護室 研究室 (会議室)

* () 内は、利用者・管理者共用のスペース。

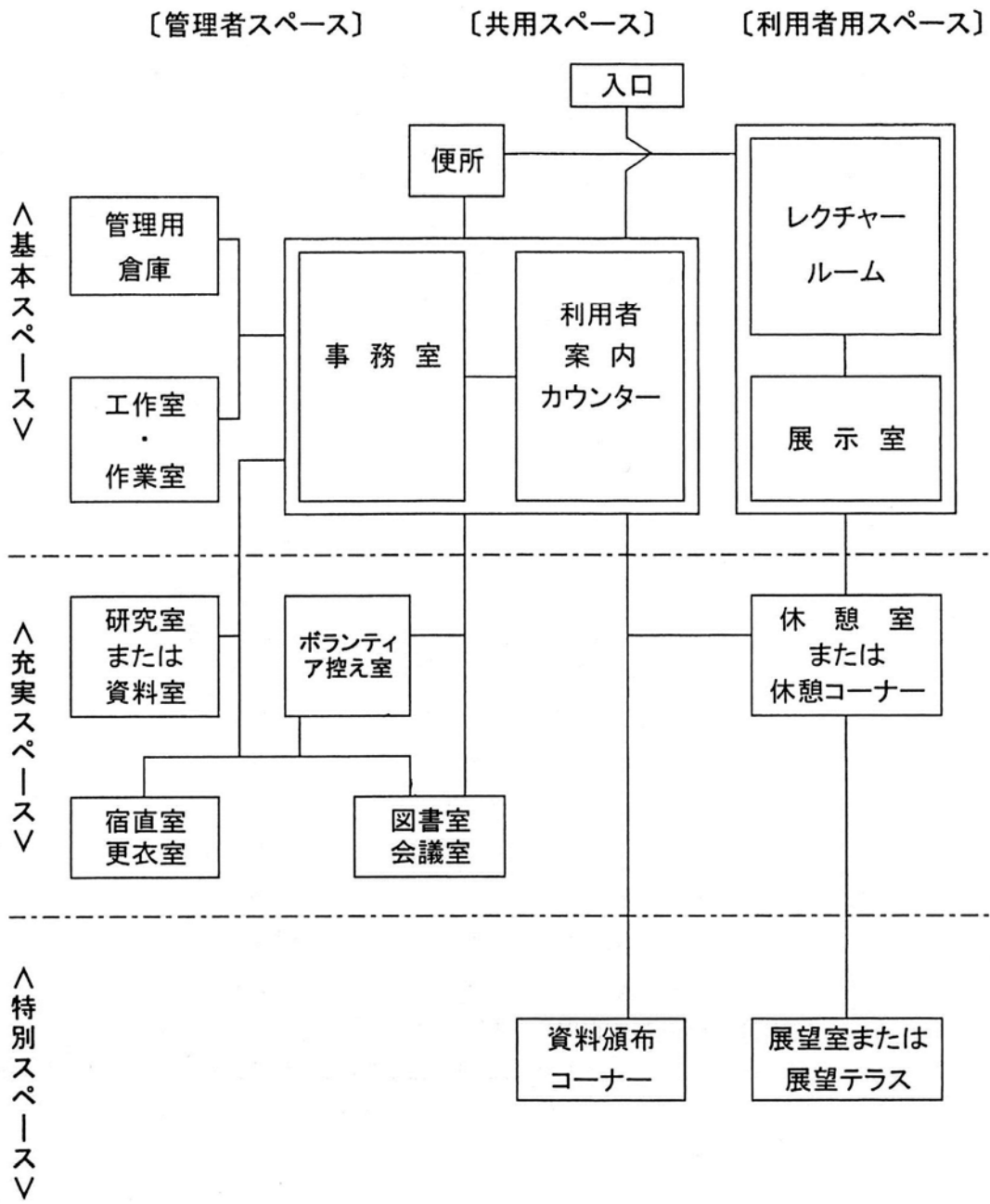


図 11 ビジターセンターのスペース構成

Ⅱ-2-7 ビジターセンターの面積

ビジターセンターの建物面積は、整備するビジターセンターの機能、利用者数、管理・運営体制等を勘案し、適切な算定手法を用いて算出する。

(解説)

ビジターセンターの面積は、基本的には、最大時利用者数（最大時滞留者数）や管理・運営に関わる人員数等からの適正同時利用者数により基本スペースの面積を算定し、これにビジターセンターの性格に応じて必要とするスペースや設備の内容等の充実スペース、特別スペースの面積を勘案して算出する。

さらに、施設内外での利用者動線、周辺施設や景観との関係、確保すべき機能との関係などから考慮すべき設計条件を踏まえて、できる限りコンパクトで効率的なスペース配分を検討し、適正な規模を設定する。

なお、整備するビジターセンターが特殊な目的や機能を有する場合は、個別的な手法でその面積を算出することができる。

(i) ビジターセンターの建物面積

ビジターセンターの面積については、原則として次の算定手法のいずれかにより算出する。ここで算出される面積は基本スペースの面積であり、ビジターセンターの性格に応じて休憩室、宿直室、ボランティア控え室、資料室、会議室、救護室、研究室、展望室等の充実スペースと特別スペースにかかるその他の部分については、適宜加算する。ビジターセンター全体の面積はこれらの合計により求められる。

(1) 最大時利用者数を基本とする手法

- ① 最大時利用者数が実測等によって知られている場合、あるいは最大時利用者数を想定する場合

最大時利用実数に1人当たりの単位規模1.5~2.0㎡を乗じて算定する。

$$\text{施設の面積} = \text{最大時利用実数} \times \text{単位規模} (1.5 \sim 2.0 \text{ m}^2)$$

- ② 最大時利用者数が明確でない場合

計量計画による手法により、地区の最大日利用実数を基本として利用率、回転率から最大時利用者数を求め、1人当たりの単位規模1.5~2.0㎡を乗じて算定する。

$$\text{施設の規模} = \text{最大日利用者数} \times \text{利用率} \times \text{回転率} \times \text{単位規模}$$

*利用率：20~50%

*回転率：1/7~1/10（この回転率は平均滞留時間20~30分程度と相関がある）

*単位面積：1.5~2㎡（利用者1人当たり床面積）

なお、最大日利用者数は、次の式によっても求められる。

$$\text{最大日利用者数} = \text{年間利用者数} \times \text{最大日率}$$

表4 利用季節型と最大日率

季節型	最大日率
1季	1/30
2季	1/40
3季	1/60
4季	1/100

(2) 合計合算による手法

管理に充当できる人数等から適正同時利用者数を設定し、展示室(1人当たり 4.0~5.0 m²)、レクチャールーム(1人当たり 1.5~2.0 m²)、基本サービススペース(50~150 m²)及びその他面積をそれぞれ算定して合計し算出する。

$$\begin{aligned} \text{施設の規模} &= \text{展示室適正同時利用者数} \times \text{単位面積 (4.0~5.0 m}^2\text{)} \\ &+ \text{レクチャールーム適正同時利用者数} \times \text{単位面積 (1.5~2.0 m}^2\text{)} \\ &+ \text{基本サービススペース (50~150 m}^2\text{)} \end{aligned}$$

この場合、基本サービススペースは、基本スペースに含まれる案内カウンター、トイレ、事務室、作業室、倉庫等である。

(3) 標準規模による手法

標準規模を600 m²とし、利用状況等を勘案してこの面積を増減して算定する。この場合、展示室260 m²、レクチャールーム140 m²を想定し、残りの200 m²が展示室とレクチャールーム以外の基本スペースの面積に当たる。

(ii) スペースごとの面積算定の考え方

ビジターセンターの各スペースの面積算定には、次のような考え方や参考事例がある。

これらの面積は、ビジターセンターの性格や設備の内容等に応じて必要とするスペースが異なることを考慮にいれ、全体面積も踏まえたうえで適切な面積を設定するものとする。

特に身体障害者の利用に対応するためには、展示室やレクチャールームとともに入口、廊下、休憩室、便所等において十分な面積が必要となるほか、建物構造によってはエレベーター等の設置も考慮しなければならない。

(1) 展示室

ビジターセンターの展示室の規模は、展示室の最大時利用者数または適正同時利用者数に1人当たり 4.0~5.0 m²の単位規模を乗じて算出した数字を基本として検討する。

ビジターセンターにとって展示室は、最も重要なスペースのひとつであり、展示物を通して自然や人文景観の解説、自然保護思想の啓蒙などが行われることから、ビジターセンターの性格、展示テーマの選択、展示の方法や展示物の量なども考慮し、十分な面積を確保する。

(2) レクチャールーム

ビジターセンターのレクチャールームの規模は、レクチャールームの最大時利用者数または適正同時利用者数に1人当たり 1.5~2.0 m²の単位規模を乗じて算出した数字を基本として検討する。

レクチャールームは、ビジターセンターの専属職員やレンジャー、ナチュラリスト、インタープリターなどの専門家、あるいはボランティアによって、自然解説、利用指導等が行われるスペースであり、直接利用者に接することから展示解説よりも高い効果が期待できる機能を持つことから、展示計画や管理・運営体制と調整し、適切な面積を確保する。

レクチャールームの収容人員は、スクール型会議室のレイアウトを参考とするが、いすの種類や間隔、前後の距離及び通路のとり方によっても幅がある。スクール型会議用レイアウトと収容人員は図12に示される。